

## 中間とりまとめに関するお願ひ

総務省 発信者情報開示の在り方に関する研究会 御中

令和2年7月10日

研究会構成員	大 谷 和 子
同	北 澤 一 樹
同	清 水 陽 平
同	前 田 健 伸
同	丸 橋 透
同	若 江 雅 子

中間とりまとめ（案）では、現在の開示請求訴訟に代えて、非訟手続として被害者からの申立てにより裁判所が発信者情報の開示の適否を判断・決定する仕組み（新たな裁判手続）の創設が提案されています。今後の文案の確定につきましては、座長の曾我部先生に一任いたしたいと思いますが、この新たな裁判手続の創設は、前回の第3回研究会において提案されたばかりであり、必ずしも議論が十分に尽くされているとはいえないことから、少なくとも、以下の点についてお願いをいたします。

1. 現在認められている匿名表現の自由と通信の秘密の保障のレベルを下げないようにすること。
2. 仮にプロバイダ責任制限法4条1項に基づく発信者情報開示請求権をなくして非訟手続のみとする場合、プロバイダ側で権利侵害の明白性が判断できる場合でも任意開示がされる途が閉ざされる可能性があるほか、開示決定の実効性が担保されなければ、かえって被害者の保護に欠ける結果ともなりかねないことから、慎重な検討を行うこと。
3. 新たな裁判手続の創設を既定のものとすることなく、前記2点に関して問題が生じた際には、再度の見直しも含め当研究会その他のしかるべき検討会において再度の検討を行うこと。

以上